

大仙市貨物自動車運送事業者支援給付金

原油価格の高騰により、経営に影響を受けている市内の貨物自動車運送事業者に対し、経営の維持と健全な地域経済の循環を図ることを目的として、給付金を支給します。

支給額	1台あたり 10,000円
対象者	次の要件を全て満たす必要があります。 ① 貨物自動車運送事業法第2条第1項が規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、または貨物軽自動車運送事業を営む者 ※霊柩運送事業は除きます。 ② 市内に本社を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主 ③ 市税の滞納がないこと
対象車両	市内の主たる事務所および営業所に所属している車両のうち、貨物用普通自動車、貨物用小型自動車、貨物軽自動車（緑または黒ナンバー、牽引車含む）とする。 ※三輪の軽自動車、二輪の自動車および被牽引車（トレーラー）は除きます。
申請期間	令和6年2月26日（月） ～ 3月19日（火） ※郵送の場合は必着
申請方法	申請書および必要書類を添えて、次の方法で申請してください。 ①窓口的場合 市役所商工業振興課または各支所市民サービス課へお持ちください。 ※平日午前9時から午後5時まで ②電子メールの場合 E-Mail : shoko@city.daisen.lg.jp にお送りください。 ③郵送の場合 任意の封筒で商工業振興課までお送りください。 ※郵便料はご負担願います。 ※住所は裏面に記載しております。

申請書類

大仙市貨物自動車運送事業者支援給付金申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の添付書類を添えて申請してください。

No	添付書類	チェック
1	申請する車両の自動車検査証の写し、または自動車検査証記録事項の写し ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>
2	振込口座のわかる通帳の写し（通帳表紙の裏面） ※令和4年度に実施した同支援金受給者は添付不要ですが、 振込先口座を変更する場合は、添付してください。	<input type="checkbox"/>
3	納税証明書 ・債権管理課または各支所市民サービス課で発行申請をしてください。（発行手数料200円） ・法人の場合は事業所の納税証明書を添付してください。	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類（個人事業主のみ）の写し ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど	<input type="checkbox"/>

※申請書には、忘れずに**押印**してください。

※申請書は、商工業振興課および各支所市民サービス課に用意しています。

下記大仙市公式ホームページからダウンロードすることも可能です。

<https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2024021600023/>

※各支所市民サービス課に提出した場合、後日商工業振興課で審査します。

不備があった場合は、改めてご連絡いたします。

※給付金の支給・不支給については、決定通知書を申請書に記載されたメールアドレスにお送りします。紙での郵送はいたしませんのでご了承ください。

提出・問合せ先

大仙市経済産業部商工業振興課
〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
☎0187-63-1111（代表）